

# 個人市民税・県民税

～主な税制改正点と申告会場変更のお知らせ～

平成24年10月16日発行

市民税課

☎229-3130 ☒229-3331

## これから適用される主な改正点

### 退職所得にかかる改正(来年1月1日以降に支払われるべき退職手当等から適用)

#### 退職所得にかかる個人市民税・県民税の10%の税額控除を廃止

来年1月1日以後に支払われるべき退職手当等について、個人市民税・県民税の10%の税額控除が廃止され、次のとおり計算方法が変わります。

#### ■退職所得に関する個人市民税・県民税の計算方法

##### 変更前

$$\text{退職所得にかかる個人市民税・県民税} = \frac{\text{ア}}{\text{※}} \times \frac{1}{2} \times 10\% - \text{ア} \times 10\%$$

[市民税 6%]  
[県民税 4%]

##### 変更後

$$\text{退職所得にかかる個人市民税・県民税} = \frac{\text{ア}}{\text{※}} \times \frac{1}{2} \times 10\%$$

[市民税 6%]  
[県民税 4%]

#### 特定役員退職手当等にかかる退職所得金額の計算方法を見直し

役員等の勤続年数が5年以下である人が、その年数に対応する退職手当等として支払いを受ける「特定役員退職手当等」にかかる退職所得の計算方法が下記のように変わります。

ただし、同じ年に一般退職手当等と特定役員退職手当等の両方が支給される場合は、計算方法が異なります。詳しくは津税務署(☎228-3131)へお

問い合わせください。

「役員等」とは

- ・法人税法第2条第15号に規定する役員(法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びに、これら以外の者で法人の経営に従事している者のうち政令で定めるもの)
- ・国会議員及び地方公共団体の議会の議員
- ・国家公務員及び地方公務員

#### ■退職所得金額の計算

##### 変更前

$$\text{退職所得金額} = \frac{\text{退職手当等収入額} - \text{退職所得控除額}}{\text{※}} \times \frac{1}{2}$$

##### 変更後

$$\text{退職所得金額} = \frac{\text{退職手当等収入額} - \text{退職所得控除額}}{\text{※}}$$

※上記の退職所得控除額を参照

### 年金所得者の寡婦(寡夫)控除に係る申告手続きを簡素化

公的年金等に係る扶養親族等申告書に、寡婦(寡夫)控除に関する事項が追加されました。このため、公的年金等受給者は、年金支払者へ提出する扶養親族等申告書に寡婦(寡夫)である旨を記載すれば、寡婦(寡夫)控除を受けるための個人市民

税・県民税の申告が不要になります。

ただし、他の控除を受ける場合は、個人市民税・県民税の申告が必要な場合があります。

個人市民税・県民税は平成26年度課税から、所得税は平成25年分から適用となります。